

# 事故処理基準

令和6年4月1日改定

北日本曳船株式会社

## 目 次

第 1 章 総 則

第 2 章 非 常 連 絡

第 3 章 事 故 の 処 理 等

第 4 章 雑 則

## 添 付

非常連絡事項報告書 (FAX 用紙)

非 常 連 絡 先

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は安全管理規程に基づき、当社の運航船舶に係る事故等の処理に関し、運用上の基準を明確にすることにより、事故等の処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全確保と損害の局限を図るとともに、事故の原因究明をし、将来の船舶運航の安全に資する事を目的とする。

(事故の範囲)

第2条 この基準において「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に挙げる事象をいい「事故等」とは事故、及び(5)の事態（以下インシデントと言う）を言う。

- (1) 旅客、乗組員、又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷、もしくは疾病、又はその他の人身事故
- (2) 衝突、乗り上げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又は、その他の救助を必要とする船舶の海難
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷、又は荒天等による運航障害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害、又は暴行、脅迫等の不法行為による運航阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至る恐れが大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は必要に応じ前条に定める事故以外の当社運航船舶に係る事故に準用するものとする。

## 第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明した事から逐次通報することにより次条の項目を網羅するよう心掛けなければならない。

2. 船長の関係海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」若しくは国際VHF16chによる。以後は関係海上保安官署の指示による方法で行うものとする。
3. 船長は海上保安官署および運航管理者との連絡に支障を及ぼさないことに留意しつつ、船舶管理会社へ連絡するものとする。
4. 運航管理者は、事故が発生したときは速やかに、事故の状況について判明したのから逐次、運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、

被害発生にまで及ばないことを見極めた上で、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。なお、非常連絡事項を記載する報告書を船舶および事務所に備えおくものとする。

5. 非常連絡は、原則「非常連絡表」によるものとする。但し、事故の程度および内容については連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故が発生した場合の連絡先は、原則として次の区分により行うものとする。

1. 全事故に共通する事項

- イ. 船名
- ロ. 日時
- ハ. 場所
- ニ. 事故の種類
- ホ. 死傷者の有無
- ヘ. 救助の要否
- ト. 当時の気象、海象

2. 事故等の態様による事項

① 衝突の場合

- イ. 衝突の状況（衝突時の針路、速力等又は岸壁等への接近状況）
- ロ. 船体、機関の損傷状況
- ハ. 浸水の有無（有るときは2項の④を準用）
- ニ. 流出油の有無（有るときは油防除措置を講ずること）
- ホ. 自力航行の可否
- ヘ. 船舶同士の衝突の場合、相手船の船名、船籍、船主、総トン数、船長名、船主（住所、連絡先等）等の情報
- ト. 船舶同士の衝突の場合、相手船の損傷状況、死傷者の有無、救助要請の可否等の状況

② 乗揚げの場合

- イ. 乗揚げ時の状況（進路、速力、船底の接触箇所、傾斜角、喫水の変化、陸岸との関係など）
- ロ. 船体周囲の水深、海底の底質など付近状況
- ハ. 船体に及ぼす風、波浪、潮汐の状況と影響
- ニ. 船体、機関の損傷状況
- ホ. 浸水の有無（有るときは2項の④を準用）
- ヘ. 流出油の有無（有るときは油防除措置を講ずること）

ト. 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否

③ 火災の場合

イ. 出火場所および火災の状況

ロ. 出火原因

ハ. 消火作業の状況

ニ. 消火の見通し

ホ. 船体、機関の損傷状況

④ 浸水の場合

イ. 浸水箇所および浸水原因

ロ. 浸水量およびその増減の程度

ハ. 船体に及ぼす海気象および潮流の影響

ニ. 流出油の有無（有るときは油防除措置を講ずること）

ホ. 浸水防止作業の状況

ヘ. 浸水防止の見通し

ト. 船体、機関の損傷状況

⑤ 強取、殺人傷害、暴行等の不法行為の場合

イ. 事件の種類

ロ. 事件発生の端緒および経緯

ハ. 被害者の氏名、被害状況等

ニ. 被疑者の人数、氏名等

ホ. 被疑者が凶器を所持している場合は、種類、数量等

ヘ. 措置状況

⑥ 人身事故（行方不明者を除く）の場合

イ. 事故の発生状況

ロ. 死傷者数または疾病者数

ハ. 発生原因

ニ. 負傷または疾病の程度

ホ. 応急手当の状況

ヘ. 緊急下船の必要性の有無

⑦ 旅客・乗組員等の行方不明の場合

イ. 行方不明が判明した日時および場所

ロ. 推定される行方不明発生の日時、場所および理由

ハ. 行方不明者の氏名、年齢、性別などの情報

ニ. 行方不明者の遺留品等

⑧ その他の事故の場合

- イ. 事故の状況
  - ロ. 事故の原因
  - ハ. 発生した事故に対する措置の状況
- ⑨ インシデントの場合
- イ. インシデントの状況
  - ロ. インシデントの原因
  - ハ. 発生したインシデントに対する措置の状況

### 第3章 事故の処理等

(船長が取るべき措置)

第6条 事故が発生したとき、人命の安全、船体、機関の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次の通りである。

1. 海難事故
    - イ. 損傷状況の把握、及び事故極限の可否の検討
    - ロ. 人身事故に対する早急な保護
    - ハ. 連絡方法の確立（船内、及び船外）
  - 二. 旅客への正確な情報の周知、及び状況に即した適切な誘導
  - ホ. 二次災害、及び災害拡大を防止するための適切な作業の実施
2. 不法事件の場合
    - イ. 被害者に対する早急な保護
    - ロ. 不法侵入者の隔離、又は監視
    - ハ. 連絡方法の確立（船内、及び船外）
  - 二. 旅客に対する現状、及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
  - ホ. 不法行為が継続している場合に、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運行管理者は通常連絡、入出港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合、又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞無く船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2. 運行管理者は前項の措置を講じたにも係らず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡すると共に、第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。
3. 事故の発生を知ったとき、又は船舶の動静が把握出来ないときに運航管理者が取るべき必要な措置はおおむね次の通りである。

- イ. 事故の実態把握、及び救難に必要な情報の収集および分析
- ロ. 海上保安署への救助要請
- ハ. 行方不明者の捜索、又は本船の救助のための捜索船、又は救助船の手配
- ニ. 必要人員の派遣、及び必要物資の補給等
- ホ. 船舶に対する必要事項の連絡、及び助言
- ヘ. 医師、病院、宿舎の手配等の旅客および乗組員に対する救護措置
- ト. 旅客の氏名確認、及びその連絡先への通報

(事故処理組織)

第 8 条 事故処理の組織、編成、及び職務は次表の通りとする。

事故処理組織表

職 名	職 務
安全統括管理者	総 指 揮
運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
運航管理補助者	事故実態の把握、情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。
運航管理補助者	旅客、及び被害者の把握、被害者に関すること。
運航管理補助者	被害者の近親者への連絡及び世話、報道関係者への対応に関すること。

(医療救護の連絡)

第 9 条 船長及び運航管理者は船内に医療救護を必要とする事態が発生した時は非常連絡表により最寄りの医師と連絡を取りその指示のもと、適切な措置を講じなければならない。

(現場の保護)

第 10 条 船長及び、運航管理者は事故の処理後、海上保安署等と連絡を取りつつ、運航に支障の無い限り事故の原因調査を行うと共に、事故の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなくてはならない

(事故調査委員会)

第 11 条 事故調査委員会の組織、及び編成は原則として次の通りとする。

事故調査委員会

	職 務
委員長	経営代表者
副委員長	安全統括管理者
委 員	運航管理者
委 員	運航管理補助者

## 第 4 章 雑 則

(連絡等経由)

第 1 2 条 運航管理者と船舶間の連絡等は、必要に応じ、船舶所有者および船舶管理会社を経由することができる。

(運航管理者の指揮)

第 1 3 条 運航管理者が行うべき事項は、運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。また、運航管理者への連絡は、運航管理者が指定する運航管理補助者への連絡でも差し支えない。